

○高橋紀博委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、金谷、杉山両委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

令和6年第1回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第28号、議案第29号、議案第33号、議案第35号、議案第38号、議案第41号、議案第44号ないし議案第66号の以上29件につきまして、理事者から説明をお願いいたします。

○稲田税務部長 議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算のうち、税務部所管に係る事項につきまして、御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。各会計歳入歳出予算事項別明細書の4ページを御覧ください。1款の市税総額は、ちょうど400億円でありまして、令和5年度当初予算額の408億円と比較しますと8億円、率にして2%の減となっています。

このうち、主な税目につきまして御説明申し上げます。まず、1項の市民税につきましては、賃金の上昇や消費の拡大等に伴う個人所得の伸びや法人収益の増を見込む一方で、定額減税による減収を考慮いたしまして、令和5年度当初予算と比較して8億8千960万1千円、率にして5%減の167億9千860万7千円を見込んでおります。次に、2項の固定資産税及び7項の都市計画税であります。いずれも主に家屋で、新築による増収が見込まれる一方、令和6年度が評価替えの基準年度に当たっておりますことなどから、固定資産税では、令和5年度当初予算と比較して4千540万6千円、率にして0.3%減の148億2千658万5千円、また、都市計画税では、令和5年度当初予算と比較して625万円、率にして0.2%減の29億6千468万4千円を見込んでいます。次に、4項の市たばこ税につきましては、近年の動向として、たばこの売渡し本数の増加が見込まれることから、令和5年度当初予算と比較して8千137万1千円、率にして2.7%増の30億9千557万8千円を見込んでいるところでございます。

次に、歳出について御説明させていただきます。同じく、事項別明細書の47ページを御覧ください。2款2項徴税費の予算総額は6億7千981万1千円であります。令和5年度当初予算と比較しますと11億1千753万7千円、率にして62.2%の減となっておりますが、こちらは主に、従前、徴税費で計上しておりましたふるさと納税推進費につきまして、新年度は、2款1項総務管理費に計上することとしたためでございます。

このうち主な事業につきまして、表の右側の説明欄により御説明申し上げます。税総合オンラインシステムに関する費用であります。47ページ、2款2項2目中、アスタリスクがついている項目の上から2番目、税総合オンラインシステム管理費につきましては、端末機器の借上料などの管理経費としまして5千781万5千円、下から2番目にあります、税総合オンラインシステム整備費につきましては、税制改正等に係るシステムの改修費用としまして3億264万3千円を計上しているところでございます。

以上、税務部所管に関わります令和6年度一般会計予算の概要となります。よろしく御願いいたします。

○林市民生活部長 議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算のうち、市民生活部所管に係る

予算の概要について、御説明申し上げます。

初めに、資料はございませんが、歳入についてであります。主なものといたしましては、使用料及び手数料、国庫支出金、道支出金、諸収入、市債などであり、総額8億403万1千円で、令和5年度当初予算と比較しますと2億5千219万3千円の増となっております。

続きまして、歳出についてであります。2款総務費9億8千703万1千円、3款民生費601万円、4款衛生費5億2千45万3千円、6款農林水産業費1億3千209万6千円、総額16億4千559万円で、令和5年度当初予算と比較すると3億1千703万1千円の増となっております。

所管の事業数ですが、経常費と臨時費を合わせて45事業となっております。主な事業について、令和6年度予算臨時事業費説明資料により御説明いたします。

まず、9-1ページになりますが、2款1項5目市民活動費の一番下の段、市民の日記念事業費117万2千円です。こちらの事業は、多くの市民が楽しみながら旭川の魅力を共有し、郷土愛を深める機会を創出することを目的としており、令和6年度の取組としては、市民の日を広く周知するとともに、市有施設の無料開放を行うほか、地域等が主体的に実践するまちづくり活動を表彰し、広く紹介することで、住民活動に対する動機づけや励みとしていただき、また、その意義や必要性が多くの人に理解され、活動の輪が広がるよう、地域まちづくりに関するアワードを開催しようとするものであります。

次に、9-2ページ上から2段目になります。地域会館建設費等補助金931万1千円です。こちらは、地域住民の主体的な活動の場を確保するため、地域会館の修繕または増改築、新築、解体等を行う団体に対し補助金を交付するものであり、令和6年度は、少額の修繕等について、補助金をより活用しやすくなるように制度の一部見直しを行おうとするものであります。

次に、同じページですが、下から2段目、地域情報共有プラットフォーム運営費1千769万円についてです。こちらの事業は、令和4年度に開発した地域情報共有プラットフォーム、くらしのアプリを含むシステムの管理運営を行うものであり、令和6年度は、地域課題の解決に向け、学生などとともに取り組むアイデアコンテストやシステム開発など、新たな取組により、地域活動の活性化を図ろうとするものです。

続いて9-3ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の一番上の段になります。市民サービスセンター開設費7万1千円です。市民サービスセンターにつきましては、平日の市役所の開庁時間に来庁できない市民へのサービスの充実を目的として、平成27年の6月から神楽支所で試行的に事業を開始し、現在は、毎月1回土曜日に開設しているところでありますが、社会全体のデジタル化が進む中、マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付や、オンラインでの届出、いわゆる引っ越しワンストップサービスなど、来庁せずに手続きできるサービスや代替手段への拡充等が進んできたことから、業務の効率化や費用対効果などの視点を踏まえ、住民異動が多い4月の開設をもって事業を終了しようとするものであります。

次に、同じページの2段目、市民課窓口ICT化推進費6千152万円及び一番下の段の総合窓口運営費2千103万9千円です。これらの事業は、窓口支援システム及びキャッシュレス決済の運用など、市民課窓口のICT化を推進するとともに、総合窓口におけるフロア案内の体制を整備し、市民の利便性やサービスの向上を図ろうとするものであります。令和6年度は、業務手順の可

視化、総合案内や窓口を導入するシステムの検討、窓口支援システムや他のシステムとの連携等を行おうとするものであります。

次に、上から3段目の市民課DX推進費2億3千663万4千円です。こちらは、住民基本台帳事務、戸籍事務及びマイナンバー関係事務において運用しているシステム群について、手続のDX化を進めるなど、円滑な事務の執行を図り、窓口での市民の利便性を高めようとするものであります。令和6年度は、マイナンバーカードの取得促進のほか、住民記録システム標準化後の対応等を行おうとするものであります。

次に、議案第44号、旭川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定です。本案は、行政手続のオンライン化推進の一環として、証明請求者の利便性向上を図るため、印鑑登録証明書の交付申請において、オンライン請求を導入することに伴い、個人番号カードを使用することで、印鑑登録証の提示を必要としない規定を整備するほか、所要の規定を整備しようとするものであります。施行日は、オンライン請求に係る規定の整備は令和6年4月1日、その他所要の規定の整備は公布の日としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○金澤福祉保険部長 本定例会に提出している議案のうち、福祉保険部所管に係る事項について、御説明申し上げます。

まず初めに、議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算でございます。

福祉保険部の所管事業全体の予算額でございますが、補助金等の増により、令和5年度と比較しまして7.4%増の576億3千712万3千円となっております。

所管事業数につきましては、経常費と臨時費を合わせまして81事業となっており、主な事業につきまして、令和6年度予算臨時事業費説明資料により御説明申し上げます。

まず、臨時事業費説明資料の10-1ページを御覧ください。下から3つ目の地域共生社会推進費でございます。令和6年度は地域まるごと支援員を8名から10名に2名増員し、地域づくり支援を強化しようとするもので、7千409万6千円を計上しております。

次に、同じく10-1ページの下から2つ目の民生委員児童委員ICT活用推進費でございます。令和6年度は民生委員児童委員の負担軽減や、次世代の担い手確保に向けて構築した専用ポータルサイトにAIによるQ&A回答生成機能を追加しようとするもので、2千239万6千円を計上しております。

次に、10-2ページを御覧ください。下から2つ目の福祉タクシー利用料金等助成費でございます。令和6年度は対象者について、身体障害者手帳の交付基準を個別等級から総合等級に見直し、精神障害者保健福祉手帳2級を所持している方を追加します。また、これまで1枚600円の共通券を24枚交付してまいりましたが、タクシーチケット1枚500円、自動車燃料給付券を1枚350円とし、共通券を維持したまま、枚数を40枚に見直し、1億2千550万円を計上しております。

次に、10-4ページを御覧ください。上から1つ目の手話劇祭開催事業費でございます。これは全国的な手話啓発イベントである手話劇祭が本市で開催されることに伴い、実行委員会への負担金を支出するもので、80万円を計上しております。

次に、10-5ページを御覧ください。上から3つ目の介護人材確保支援費でございます。これ

は市内で訪問介護員として従事する人材を確保するため、介護職員初任者研修の実施や研修受講料に対する補助等を行うもので、1千298万6千円を計上しております。

次に、同じく10-5ページの下から2つ目の介護予防高齢者補聴器購入助成費でございます。これは介護予防を目的として、身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上で、聴力の低下により、日常生活に支障を来している高齢者に対し、補聴器購入費用の一部を助成し、モデル事業として実施するものでございまして、257万1千円を計上しております。

最後に、経常費のため資料には掲載しておりませんが、障害者相談支援費でございます。令和6年度は、医療的ケア児等総合相談室を設置し、医療的ケア児等への支援を拡充するなど、障害児支援の体制を強化するもので、1億1千34万3千円を計上しております。

続きまして、特別会計でございます。令和6年度各会計歳入歳出予算事項別明細書に基づき、御説明いたします。

まず、議案第29号、令和6年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書は127ページからとなります。予算総額は356億8千398万8千円で、令和5年度と比較して、国民健康保険事業費納付金の減などにより2億4千936万8千円、0.7%の減となっております。

歳入の主なものとしましては、128ページ、1款国民健康保険料で、令和5年度と比べて1億4千707万6千円減の47億1千36万1千円、3款道支出金で4千911万4千円減の268億7千180万8千円、5款繰入金で3千984万6千円減の40億5千536万9千円となっております。

次に、歳出の主なものとしましては、129ページ、2款保険給付費で8千424万9千円減の264億1千96万6千円、3款国民健康保険事業費納付金で2億1千377万9千円減の82億2千432万8千円となっております。

続きまして、議案第33号、令和6年度旭川市介護保険事業特別会計予算でございます。事項別明細書は183ページからとなります。予算総額は379億3千143万8千円で、令和5年度と比較して、保険給付費の増などにより12億426万5千円、3.3%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、184ページ、1款保険料で、令和5年度と比べて1千221万2千円減の69億6千890万4千円、2款国庫支出金で4億5千634万4千円増の97億3千581万2千円、3款支払基金交付金で3億4千909万円増の99億9千244万1千円、4款道支出金で1億6千195万円増の51億7千691万1千円、6款繰入金で2億4千863万4千円増の60億5千103万2千円となっております。

次に、歳出の主なものとしましては、185ページ、2款保険給付費で12億2千139万1千円増の354億5千911万1千円、3款地域支援事業費で6千703万3千円増の16億5千91万6千円となっております。

続きまして、議案第35号、令和6年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。事項別明細書は219ページからとなっております。予算総額は65億3千998万8千円で、令和5年度と比較して、後期高齢者医療広域連合納付金の増などにより5億7千169万2千円、9.6%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、220ページ、1款保険料で、令和5年度と比べて、4億7千1

4 2 万 7 千 円 増 の 4 6 億 3 千 8 0 5 万 5 千 円、2 款 繰 入 金 で 8 千 7 0 5 万 9 千 円 増 の 1 8 億 6 千 6 4 5 万 円 と な っ て お り ま す。

次に、歳出の主なものとしましては、221 ページ、2 款 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金 で 5 億 4 千 9 8 5 万 2 千 円 増 の 6 2 億 7 千 1 4 9 万 9 千 円 と な っ て お り ま す。

続きまして、条例の制定に係る議案でございます。

初めに、議案第 4 5 号、旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、新たな情報通信技術の導入活用に円滑に対応できるよう、所要の改正を行おうとするもので、施行日は公布の日としております。

次に、議案第 4 6 号、旭川市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉法に基づく関係省令の一部改正に伴うもので、本市が条例で定めている指定通所支援の事業等の人員や設備、運営等に関する基準について、所要の改正を行おうとするものでございます。主な改正内容は、医療型児童発達支援の児童発達支援への一元化に伴う規定の整備、障害児及びその保護者の意思をできるだけ尊重するための規定の整備等となっており、施行日は令和 6 年 4 月 1 日としております。

次に、議案第 4 7 号から議案第 5 0 号までの 4 件につきましては、いずれも障害者総合支援法に基づく関係省令の一部改正に伴うもので、本市が条例で定めている障害福祉サービス等を提供する事業所等の人員や設備、運営等に関する基準について、所要の改正を行おうとするものでございます。主な改正内容は、利用者の意思決定の支援に配慮するための規定の整備、地域移行支援推進に係る規定の整備等となっており、このほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。施行日につきましては、公布の日から施行となる一部の改正規定を除き、令和 6 年 4 月 1 日としております。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○向井保健所地域保健担当部長 本定例会に提出している議案のうち、保健所所管に係る事項につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議案第 2 8 号、令和 6 年度旭川市一般会計予算についてでございます。

資料はございませんが、保健所全体の歳入歳出予算概要につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入の総額でございますが、当初予算額は 3 億 4 千 5 7 9 万 4 千 円 で、前年度に比し 2 4 億 4 千 1 0 5 万 5 千 円 の 減 と な っ て お り ま す。この主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行により、コロナ対応に係る国や道からの負担金、交付金が減額となったことによるものでございます。また、歳入の主なものとしたしましては、屠畜検査や営業許可等に係る使用料、手数料のほか、コロナワクチンの予防接種による健康被害に係る道支出金等となっております。

次に、歳出の総額でございますが、当初予算額は 1 4 億 8 千 9 6 8 万 2 千 円 と な っ て お り、歳入同様、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、関連事業が終了したことにより、前年度に比し 2 6 億 8 千 5 9 万 7 千 円 の 減 と な っ て お り ま す。

続きまして、保健所が所管する経常費 2 3 事業、臨時費 1 1 事業合わせて 3 4 事業のうち、次年度拡充予定の主な 6 事業につきまして、御説明をいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の60ページを御覧ください。右端の説明欄にあります事業名となりますが、まず、経常費で上から9つ目になります、地域保健対策推進費175万6千円についてでございます。本事業は地域保健活動の円滑な推進のため、令和6年度は、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する、骨髄バンク事業において登録ドナーに対し、骨髄または末梢血肝細胞提供のための通院及び入院にかかる日数に応じ、10日を限度として、1日当たり1万円を助成するもので、ドナー登録や骨髄提供等を行いやすい環境を整備してまいります。

次に、下の段になりますが、一番上になります、がん対策費2億4千172万8千円についてでございます。令和6年度はがん検診について、現在実施している個別の受診勧奨のほか、検診の初年度である40歳の誕生月を迎えた市民や子育て世代を対象に、検診の重要性やがん予防等について周知を行い、がんへの正しい知識の普及啓発を図り、受診率向上につなげてまいります。また、新たにがん治療に伴う脱毛等の外見変化に対する支援の取組として、ウィッグ等の補整具の購入に係る費用の助成制度を創設し、がん治療者の就労等の社会参加を支援してまいります。

次に、その5つ下になります、予防接種費7億7千21万9千円についてでございます。令和6年度につきましては、制度改正等による変更が予定されている主なものとして、A類疾病について、HPVワクチンのキャッチアップ接種が最終年度となりますことから、個別勧奨を全対象者へ拡大するとともに、医療関係団体との連名によるポスターの作成等により、周知の強化を図ってまいります。また、ワクチンの種類の変更といたしましては、4種混合ワクチンがヒブワクチンを加えた5種混合ワクチンになることなどが予定されています。また、B類疾病では肺炎球菌のワクチン接種について、経過措置の終了により、65歳及び60歳から64歳の基礎疾患のある方に対する定期接種となる予定でございます。

続きまして、臨時事業費でございますが、先ほどの予防接種費から5つ下になります、歯科保健推進費491万7千円についてでございます。本事業は生涯を通じた市民の口腔衛生意識の普及啓発を行うとともに、オーラルフレイル対策を含めた各種歯科保健事業を推進するもので、令和6年度は、現在の歯周病健診に加え、新たに後期高齢者医療被保険者を対象とした歯科健診を実施し、高齢者の口腔機能の維持向上に取り組んでまいります。

次に、その下になります、スマートウエルネス推進費782万7千円についてでございます。本事業は健幸福祉都市の実現に向け、スマートウエルネスあさひかわプランに基づく取組を推進するもので、令和6年度は現在開発中のあさひかわ健幸アプリの運用を4月から開始し、アプリを活用した健康づくり行動の支援や情報発信を行ってまいります。また、ヘルスケア向上のため、市民が気軽に利用できる測定スポットとして、靴を履いたまま測定することができる体組成計を本年度寄附金の活用により、新庁舎の2階に設置するものに加え、新たに市有施設2か所に増設をいたします。

次に、その下になります、感染症対策費835万6千円についてでございます。本事業は新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の予防及び蔓延防止を図るため、感染症対策官の配置など、予防に関する啓発活動や集団感染発生時の調査等を行ってまいります。

以上が、令和6年度当初予算に係る保健所所管分の主な事業でございます。

続きまして、条例の改正でございます。議案第63号から第66号の4件につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第63号、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の不適正飼養者に対する規制権限の一部が、令和6年4月1日付で北海道から本市に移譲されることに伴い、本市条例について、動物愛護管理員等に係る規定の整備のため、所要の改正を行うものでございます。施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

次に、議案第64号、旭川市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第66号、旭川市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、関連がありますことから、一括して御説明をいたします。本案は、いずれも介護保険法に基づく関係省令の一部が改正されたことに伴い、本市が条例で定めている介護老人保健施設及び介護医療院について、人員や運営等に係る基準について所要の改正を行うものであり、主な改正内容といたしましては、電磁的記録等に係るものや、管理者の業務範囲等についての規定の整備となっております。施行日につきましては、省令で定められた一部の規定の整備を公布の日、それ以外につきましては、令和6年4月1日としております。

次に、議案第65号、旭川市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。本案は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設に係る経過措置期間の満了に伴い、当該条例を廃止するものでございます。施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

保健所所管分については以上でございます。よろしく御願いいたします。

○富岡環境部長 議案第28号、令和6年度旭川市一般会計予算につきまして、環境部が所管します予算の概要を御説明いたします。

特に資料はございませんが、初めに歳入でございます。予算総額は41億2千347万1千円で、前年度比21億8千186万7千円の増となっており、市債、国庫支出金、道支出金が主な増要素となっております。

次に、歳出でございますが、予算総額は64億8千346万8千円で、前年度比23億8千489万1千円の増となっており、臨時費の（仮称）旭川市リサイクルセンター新築工事請負費及び近文清掃工場基幹的設備改良工事請負費が主な増の要素となっております。

次に、令和6年度に予定しております主な事業につきまして、御説明いたします。環境部では自然共生社会、循環型社会、脱炭素社会の構築に向け、旭川市環境基本計画、旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画及び旭川市地球温暖化対策実行計画の各計画の趣旨を踏まえ、事業構築を行っております。

それでは、令和6年度予算臨時事業費説明資料の13-1ページを御覧ください。

初めに、一番上、鳥獣対策費でございます。予算額1千740万6千円は、市民の安全、安心を守る観点から、人の生活圏に出没するヒグマや繁殖期の攻撃的なカラスの対策を行うものでございます。このうち、ヒグマ対策につきましては、令和5年度と同様に、美瑛川河川敷を中心に、電気柵の設置や草刈りなどの市街地侵入抑制対策を実施するとともに、専門業者に委託し、生息状況調査や個体の特定を目的としたDNA分析を実施することとしております。また、出沒監視用に通信

機能付きのセンサーカメラを使用しておりますけれども、被写体の動物をAIで識別する機能を付加し、より効果的かつ効率的な監視体制を構築してまいります。

続きまして、13-2ページの上から3つ目、地球温暖化対策推進費でございます。予算額1千566万9千円は、ゼロカーボン動物園の実現に向けた計画策定に要する委託料のほか、エゾヤマザクラの植樹など、主に市民を対象とした意識改革、行動変容の促進に向けた取組を実施するものでございます。特にゼロカーボン動物園につきましては、これまで園内の剪定枝などを利用した地域循環型のペレットを燃料とするストーブを導入するなど、経済部と連携しながら取組を進めてきておりますが、今後は、レジリエンス、脱炭素、コストの最適なバランスを考慮し、事業の方向性を定め、より進化した取組につなげてまいりたいと考えております。

次に、13-4ページの下から2つ目、缶・びん等資源物中間処理施設整備費でございます。予算額21億7千875万2千円は、令和7年度中の供用開始を予定しております、(仮称)旭川市リサイクルセンターにつきまして、施設本体の建設工事を継続するとともに、一部外構工事を実施するものでございます。

次に、13-5ページの一番上、近文清掃工場基幹的設備改良事業費でございます。焼却炉の耐火物の更新等により、近文清掃工場で2度目の延命化を行うものでございます。工事期間は、令和6年度から令和9年度の4年間としており、令和6年度予算額3億7千202万円のほか、令和7年度から令和9年度までを期間として、75億5千178万6千円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。

次に、その2つ下になります、粗大ごみ収集デジタル化事業費でございます。これは、令和6年度からの新規事業でございますが、予算額432万6千円は、粗大ごみの収集に関し、市民の利便性の向上と業務の効率化を図るため、休日、夜間等でも申込みが可能なオンライン受付システムを整備するほか、廃棄物収集車の配車、収集ルートの自動生成について検証を進め、粗大ごみ収集システムの構築を行おうとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和6年第1回定例会提出議案のうち、市立旭川病院が所管しているものにつきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、議案第38号、令和6年度旭川市病院事業会計予算につきまして、配付資料、令和6年度病院事業会計予算の概要に基づき、御説明を申し上げます。資料を御覧ください。

初めに、左上の1、患者数になりますが、入院延べ患者数11万1千325人、1日平均で305人、外来延べ患者数21万3千597人、1日平均で879人、合計で32万4千922人を予定しております。前年度当初予算との比較では、入院で1千440人の減、外来で1万4千799人の減、合計で1万6千239人の減となっております。

次に、その下の2、収益的収支(税込)になりますが、まず、病院事業収益につきましては、医業収益で112億6千573万9千円、医業外収益で8億8千405万9千円、一般会計負担金で7億5千438万2千円、特別利益で3億6千866万2千円、合計132億7千284万2千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業収益の増により5億8万5千円、率にして3.9%の増となっております。

次に、病院事業費用につきましては、医業費用で135億5千372万9千円、医業外費用で1

億8千589万1千円、特別損失で1千円、予備費で400万円、合計137億4千362万1千円を予定しており、前年度との比較では、主に医業費用の増により4億6千631万円、率にして3.5%の増となっております。

次に、右上の3、資本的収支(税込)になりますが、まず、資本的収入につきましては、企業債で8億1千760万円、負担金で8億2千945万3千円、合計16億4千705万3千円を予定しており、前年度との比較では、負担金の増により3千285万5千円、率にして2%の増となっております。

次に、資本的支出につきましては、建設改良費で8億5千195万2千円、企業債償還金で13億7千454万2千円、投資で1千200万円、予備費で100万円、合計22億3千949万4千円を予定しており、前年度との比較では、主に企業債償還金の増により1億1千948万2千円、率にして5.6%の増となっております。

また、表の下になりますが、建設改良費の内容といたしましては、建物の自動火災報知器更新工事ほか3件で4億2千598万1千円、器械備品の血管造影X線診断装置ほか52件で4億2千597万1千円を予定しております。

次に、その下の4、損益計算及び資金収支になりますが、(1)損益計算(税込)にありますとおり、当年度の予定損益は、4億7千245万4千円の純損失となり、累積欠損金は、130億5千370万6千円となる見込みでございます。また、(2)の資金収支につきましては、8億4千439万8千円の資金不足となり、令和6年度末の資金収支累計額につきましては、1億2千969万8千円と資金不足は生じない見込みとなっております。

当初予算については、以上でございます。

続きまして、議案第41号、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議案書により御説明を申し上げます。本案は、地方自治法の一部改正に伴い、旭川市病院事業の設置等に関する条例第5条における同法の引用条項を改正後の条項に改めようとするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 議案第51号から議案第62号までの12件につきまして、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第51号から議案第53号まで及び議案第56号から議案第62号までにつきまして、関連がありますことから、一括して御説明いたします。これら10件の条例につきましては、いずれも介護保険法等に基づく関係省令の一部が改正されたことに伴い、本市が条例で定めている介護サービスを提供する事業所等の人員や運営等に関する基準について、所要の改正を行おうとするものでございます。改正内容といたしましては、提供する介護サービスの種別により異なる部分がありますが、主な内容といたしましては、管理者等の兼務範囲の明確化に関する規定の整備、協力医療機関との連携体制の構築に関する規定の整備、身体的拘束等の適正化に関する規定の整備、福祉用具の貸与の適正化及び販売に係る事後対応に関する規定の整備などとなっております。このほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。また、議案第53号及び議案第56号から議案第62号につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、新たな情報通信技術の導入、活用に関

滑に対応できるよう、所要の改正を行おうとするものでございます。施行日についてであります、人員や運営等に関する基準の改正は、公布の日及び令和6年6月1日施行となる一部の改正規定を除き、令和6年4月1日から、デジタル社会の形成に関する規定の改正は、公布の日からそれぞれ施行することとしております。

次に、議案第54号、旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、主な改正内容を御説明いたします。

初めに、第1条、旭川市国民健康保険条例の一部改正についてでございます。1点目は、国民健康保険法の一部改正による国民健康保険における退職者医療制度の廃止に伴う経過措置等の期間が経過したことにより、関連規定の整備を行うものでございます。2点目は、国民健康保険法施行令の一部改正により、国が定める賦課限度額の基準が改められたことに伴い、この基準との乖離が生じないように考慮するとともに、中間所得層の負担を緩和し、被保険者間の負担の均衡を図るため、国民健康保険料における賦課限度額を改正しようとするもので、その内容といたしましては、後期高齢者支援金賦課限度額を現行の22万円から24万円に引上げをするものでございます。この結果、基礎賦課限度額65万円及び介護納付金賦課限度額17万円には変更はないことから、賦課限度額の合計は、現行の104万円から106万円に引上げとなります。3点目は、国民健康保険料の低所得者に対する保険料軽減判定措置に関する所得判定基準が改定されたことに伴い、5割軽減に関わる基準の算定において、被保険者数に乘じる金額を29万円から29万5千円に、2割軽減に関わる基準の算定において、被保険者数に乘じる金額を53万5千円から54万5千円にそれぞれ引き上げ、対象者を拡大しようとするものでございます。このほか所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、第2条、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてでございます。平成30年度からの都道府県単位化に伴い、保険料が急増する低所得者に対する激変緩和措置についてであります。これまで、保険料水準の統一が始まるまでの間の措置として、計画的かつ段階的な縮小を図ってきたところでありますが、令和6年度において、この統一が図られますことから、基礎控除後の総所得金額が167万円以下の世帯の保険料について、世帯に属する40歳から64歳までの被保険者1人につき500円を減額する措置並びに低所得者軽減の7割軽減及び5割軽減の対象世帯の被保険者1人につき500円を減額する措置をそれぞれ廃止するものでございます。これらの改正は、いずれも令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の保険料から適用しようとするものでございます。

次に、議案第55号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本案は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定や介護保険法施行令の一部改正等に伴い、新たな保険料及び段階の設定並びに低所得者の保険料の軽減を行うものでございます。介護保険料については、計画期間である3年間のサービス給付の見込みや被保険者数の推移等に基づいて算定しておりますが、次期、第9期計画におきましては、介護給付費準備基金等の活用により、基準額を現在の第8期計画と同額の月額6千190円とし、年間の保険料としては、7万4千300円を維持してまいります。

また、第9期計画の介護保険料段階につきましては、国の保険料段階が、9段階から13段階に多段階化されたことに伴い、本市においても、第9段階を合計所得金額320万円以上400万円

未満としていたものを、国の区分と同様、320万円以上420万円未満とし、以降、200万円ごとに区分していた第10段階から第12段階を100万円ごとの区分に細分化し、これまでの全13段階から全15段階とすることで、所得の高い方に保険料を多く負担していただく一方、所得の低い方の保険料を据え置くとともに、第1段階につきましては、負担割合を国が示す割合まで引き下げることで、保険料を軽減しようとするものでございます。施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時49分